

# 北広島町農業委員会第 27 回総会議事録

- 事務局 (第 27 回北広島町農業委員会総会開会宣言)
- 会長 (開会あいさつ)
- 事務局長 (報告)
- 議長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 14 番、17 番にお願いします。

---

## 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議長 農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 7 年 9 月 22 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 1 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 17 番 9 月 19 日に 12 番委員と推進委員と現地を確認しました。結構荒れておりましたが、譲受人は機械や重機を持っておられまして、田畑を管理されているところでありまして何の問題もないと思います。周りの農地にも影響もなく大丈夫と確認いたしました。以上のことから許可相当かと思われまます。審議の方よろしくをお願いします。
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは番号 1 番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いいたします。
- 13 番 現況地番図によると、周辺農地の状況は。
- 事務局 田ではない。
- 13 番 圃場整備地ではないのか。
- 17 番 圃場整備地ではない。管理はされている。
- 13 番 圃場整備済第 1 種農地で所有者が変わっているのではないのか。
- 事務局 申請者は 1 枚のみ所有となっている。
- 議長 ございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

6番 9月13日に、2番委員と●●推進委員とともに現地確認をしております。  
176-3、171-1はこのまま草刈り、維持管理するというごさございました。  
その他の農地につきましては牧草の契約で種を蒔かれ畜産農家と契約をされている  
状況です。農地を売買し以前より有限会社●●へ作業委託をされており、そちらへ譲  
り渡すということです。この一帯の農地は有限会社●●が管理をされている隣接地  
でもあり営農上何ら問題はないと思われます。  
以上のことから要件を満たしていると思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号2番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願ひいたします。  
ごさいませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願ひいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

6番 2番と同様有限会社●●が譲り受けられるということです。  
225-1畑は年1回草刈り管理をするということです。  
236-1は非農地と判定をしようと思ひていたところ空き家バンクで入り移住をされた  
かたが草刈りをしたのでこのまま維持管理をしていくということです。  
無償譲渡されるということです。  
農業上、何か問題はないと思われます。  
以上のことから要件を満たしているものと考えられます。  
ご審議の方、よろしくお願ひいたします。

議長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号3番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願ひいたします。  
ごさいませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願ひいたします。

委員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

2 番 9月13日●●委員と、9月14日●●推進委員と現地確認を行いました。  
譲渡人は9月11日電話聞き取りを行いました。  
譲渡人ですが町外住所があり、この土地につきましては相続によって取得した土地  
となっております。  
譲受人が管理をしておられるとのこと。9月14日に推進委員と現地確認したと  
きには刈ってありました。譲受人はブルーベリーを栽培予定することとなっております  
して、収穫したものは兄弟がジャムの加工を行っており、活用してもらうというこ  
とで話を聞いております。  
申請は他の農地にも隣接しておりませんし、譲受人は農業従事者で技術面、機械等  
もあります。許可相当と判断しました。  
審議の方よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号4番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
ございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

1 番 3月9月に15番委員と●●推進委員さんと現地確認しました。また、譲受人とも面  
談をしております。  
224-3は何も作っていませんが草刈りはちゃんとされています。  
申出の229-2の左側はかぼちゃを収穫された後です。  
残りも草が刈ってありますがカボチャと一緒に植えてあった。  
空き家バンクで譲受人さんが先月取得されて譲渡人こっちに帰ることがないため全  
部差し上げるので作ってくださいということで贈与に至り申請になっております。  
譲受人は建設業をされていて労働力機械も技術も十分ありますし、周辺農地に対す  
る影響もないと思います。  
以上のことから、農地法第3条第2号各号には該当してしないため許可要件を満た  
していると考えます。

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは番号5番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
ございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

職務代理 9月11日に16番委員と推進委員3名で現地調査を行いました。  
今説明がありましたように譲渡人と譲受人は兄弟関係でございます。  
兄の譲渡人が体調を少し悪いということから弟さんに贈与をされております。  
譲受人は●●市に住所があり、自分の育ったお家も時々帰って管理もされておられます。  
田については、近くの方に任されておられるということをお聞きしました。  
以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、別段問題ないかというふうに思っております。  
ご審議の方どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号6番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
ございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 農地法4条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和7年9月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
番号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

9番 9月12日に●●行政書士が立会いのもと、会長、●●推進委員とともに現地確認をさせていただきました。  
平面図にて説明します赤い部分 細い部分です。

端から 786 番の 4 という山林ですが、ここが法務局に備え付けの地籍測量図に基づく北広島町所有の公衆用道路です。

申請の 365、366、367 は図面上ではその公衆用道路に隣接しております。しかし、今回測量を行ったところ現状の道路は当初の計画よりも西側農地の上に建設されています。

今後、現状に合わせるため申請地を分筆し北広島町所有の公衆用道路と山林にする予定です。

現地を確認したところ申請の通り公衆用道路及び山林となっているので問題ないと判断いたします。

以上これから問題ないと思いますのでご審議の方よろしく願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。  
それでは番号 7 番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。

3 番

公衆用道路であれば行政がやるべきではないのか。今回の費用などはどうなっているのか。そもそもなぜこういうことが起きているのか。公衆用道路とした際、行政がその際にきちんとしなかったのか。個人が測量など経費も高いでしょうがどうなっている。

事務局

町の管財、建設部局だと思うがどのように持ち主さんと協議されたのかは聞いていない。行政書士と持ち主が適正化したいからということで申請しておられると聞いている。

3 番

今後の予定は。

事務局

正式に公衆用道路部分と、山林部分を傾斜地とさせていただき、もう道路ではないということで、分筆した上で登記を切り替えられるものだと思います。  
今回全面転用という形で追認し登記を切り替える。  
許可を得た上で分筆の手続きをし、是正されるというふうに聞いております。  
公衆用道路については職権でできる道路があるので、今は行政の方からそういった整備をしていくというのが基本と考えます。

議 長

他にございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。  
番号 8 番について事務局より説明をお願いします。

事務局

(議案説明)

議 長

担当委員より補足説明をお願いします。

16 番

9 月 11 日会長、職務代理者、●●推進委員さんの 3 人で現地確認をさせていただきました。畑になっておりまして草も立っていない。

亡くなりました前所有者から相続の関係で今回新しく宅地の方は●●株式会社というところが宅地並びに後ほど出てきますけれども周りの畑を買われてこちらへ許可がおりた終了後こちらへ移り住まれて生活をされるということで聞いております。その周りも家はありますけれども住んでおられる方がなく支障等はないと思います。以上のことから、許可相当だと思いますのでご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号8番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。  
ございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。  
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 農地法5条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和7年9月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
番号9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

17番 先ほどの8番案件と関連しますけれども、その宅地の裏側を、●●株式会社代表●●さんが、家を建てその周りの畑を利用したいということです。ここの測量をされている広島の●●家屋調査士から聞きしました。奥さんがこちらに移住されてきて、焼き物をやりたいという思いがあるということです。資材置き場として薪とかを置き、窯を設置され陶芸をされるというようにお聞きをしております。周りの方も畑等がありますけれども既に空き家等になっており、現在作られていないので支障はないと思います。許可相当だと思いますのでご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。  
それでは番号9番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。

5番 今回の申請で、多目的広場はどう使いますとか、図面がないが、言葉だけで、大丈夫なのかどうでしょうか。

事務局 関係者の方から、陶芸の他バーベキューの設置もしたいと聞いております。きれいに整地した上で計画をしたいと聞いております。ただ何もせず放棄はしない。例えば4855-2については、宅地では手狭で拡張したい。裏手側はちょうど吹き抜けにな

っており高台は何かしらのくつろげる場所にしたい。具体的には農地の状況ではわからない。目的としては聞いているが事務局としては詳細までは確認していない。

議 長 具体的に何をする会社ですか

事務局 会社については聞いていない。後々はここを古民家店舗として利用する展望があると聞いております。

5 番 5条申請は結構厳しかったような気がするんですけど、物干し台とか多目的広場と通していいのか。今後も庭の配置とか求めなくてもいいのではないかと思う。どちらに合わせるかを決めていただければと思う。

事務局 完成届等は許可後1ヶ月後あるいは完了時点での許可届の方は求めています。その時点で写真で全景が映るようお願いしたい。  
委員が言われるよう、正式なものを求めるように以降は留意させていただく。

3 番 一般的に聞いたのは、農家住宅は1000㎡まで。資材置き場は別。今回は拡張部分など法的なチェック機能どこまで問われるのか。

5 番 今までは面積よりどのように使うかを問われていたが、今回は…

3 番 資材置き場といっても生活に使うものではないか。

事務局 区画を分筆をされました●●家屋調査士という方が作成の方がされております。あくまで知人として申請するという事で金銭は発生しないことは聞いてしている。  
調査士さんが作っておられるのでこの状態では不透明ということであれば改めて追加資料を求め是正を求め、再審議と判断いただいてもよろしいかと思えます。

3 番 資材置き場としてどのようなものを置くので必要か聞いていないのか  
面積の必要理由書があるのではないか  
急ぐ理由があれば別だが、慎重に審議したほうが良いのでは

事務局 事務局で詳細を確認のうえで、区画内でどのような事業を行うか、使えない土地などの状況も含め平面図などの追加資料求める。  
配置図については農振除外には必要であり、農地転用においても確認する。

議 長 10番案件については保留に賛成される方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って、保留することに決定しました。

## 議案第4号 農業施設転用届について

議 長 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和7年9月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号10番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

3 番 9月18日13番委員、推進委員3人で現地確認をいたしました。30年来の地域の要望でありました。所有者の了解が取れましたので、農道のコンクリート舗装をする。現状の橋が2.5メートルで、2.7メートルの幅員で両左右に15セントの立ち上がりを作ると、合計で3メートルの幅にして、延長が25メートルです。この橋につながると、向こうの建物に対応でき町道が普通車くらいまでは連結ができる。非常に利便性が高まるということで、今回の申請となった。周辺の状況は今回の申請の圃場です。それと用水・排水にも支障がないことを確認しました。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは番号10番について質疑に入ります。ご質問ご意見をお願いいたします。ございませんか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第5号 農地改良届について

議 長 北広島町農地改良指導要領により届け出があったので意見を求める。令和7年9月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号11番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

2 番 9月13日●●委員、9月14日●●推進委員とともに現地確認を行いました。9月13日にお父さんと面談を行いました。申請地ですが去年の初夏ぐらいに3条申請案件になります。その際に1枚するというのを伝えており今回の申請となっております。取得される方は新規就農者であり、新規就農制度の面積がきれいに確保されていないと補助金が出ないということがあり、土地改良を行ってハウスを建てるという申請になっております。

現状は、私たちが確認をしたときには、すでに工事が入っておりまして、雪が降るまでにと、来年の4月が末期なんです。3月1日で、完了していないといけないことになります。

申請地ですが、3条申請の際に農地改良を行うことも、伝えておりまして、許可する承認をいただきたい。審議ほどよろしく願いいたします。

- 議 長 はい。ありがとうございます。  
それでは番号11番について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 16 番 確認ですが、完了予定は3月末。本日は11月完了予定となっているが。
- 2 番 完了してから県の検査が入ります。  
そのため11月末となっています。  
検査をしますのでこれにあたってなるべく早くということで11月末を予定しております。  
実質的には3月末までに必ず立ててくださいという条件になっております。  
圃場が11月末、すべてハウスで3月末までとなっている。  
基礎の方とか色々ありますので11月から基礎を打ちますので雪を踏まえたらちょっとハウスを建てる状態になるかなとの気持ちです。  
8月末で入札をされまして、写真を撮られた時はまだ入っていない状態でした。私らが現地に行たときはこれをちょっと過ぎると排水面が間に合わないので現況で始まっております。3000万円かかり全部補助金が出るわけではありません実質的には60%程度。
- 3 番 一応整理しておくが、3条申請等はあらかじめ審議していることから決定されること。これが届出であることから良いのではないか。
- 議 長 それでは質疑を打ち切って採決いたします。  
申請のとおり、受理してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。従って、届け出どおり受理することに決定しました。

---

## 議案第6号 農用地利用集積等促進計画について

- 議 長 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について意見を求める。令和7年9月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 それでは、権利の移転関係について質疑に入ります。  
ご質問、ご意見をお願いいたします。  
それでは質疑を打ち切って採決いたします。  
申請のとおり、承認してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、承認することに決定しました。

---

## 議案第7号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の一部変更について

議長 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定より意見徴収を求める。令和7年9月22日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 はい、ありがとうございます。  
それでは、第7号について質疑に入ります。  
ご質問ご意見をお願いいたします

6番 これは年度内で何回の見直しなのか、その都度、修正するのか。

事務局 その都度とはなっておりません。スケジュールは、例えば一つの農地について農地転用される場合、地域計画にあればそこを外しその後農振除外を行いその後農地転用となっています。今聞いているのは年に2回です。  
軽微なものについては遡って変更が可能となっておりますので年に1回程度と今は予定しているところでございます。

3番 年2回というのは以前、3回にならないかと要望したと思うんですが検討しますということだった。

事務局 予定を見ても年に2回しかできない。  
地域計画の削除だけではなく、地域計画に指定されている農地が農振農用地の場合地域計画を外さないと除外ができない。農振についてを言うと1件止まると全部止まる。  
今回の8月20日付け締め切りで農振除外申請されていますが、このうちの1件に何かあったとするとその他の協議が止まってしまう。1回申請されたものは最後まで進まないで次の申請を受けることができないという流れになっております。それを考えたところ2回が限度ですね。  
今後地域計画とその他を離して考えようと国が言えば元に戻るかもしれません。

3番 今日でなくてよいが、他市町がどのように地域計画の見直しを2回というふうに県内で統一されているのか確認してほしい。  
農振が、1件が止まったら、全部が止まるというところが、私は解せない。  
おかしいことがあったら県に物を申さないで全然改善されていかないのではない。

事務局 改善されるようなとはございませんので現在の状況で進めさせていただいているところです。

3番 おかしい点は、他の市町とも連携して県に申し入れてほしい。

議長 はい。他にご質問ありますでしょうか。  
それでは質疑応答を打ち切って採決をいたします。  
申請のとおり、意義ない旨決定してもよいと思われる方は、挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。従って、意見なしと決定しました。

議事終了